

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 18 年 4 月 28 日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 29,839,000 尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 大船渡地方振興局水産部 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 18 年 3 月 16 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

名 称	所在地	契約数量	契約金額
吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜字上野 24 番地 1	3,000,000 尾	3,600,000 円
越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来字杉下 90 番地 2	2,729,000 尾	4,322,000 円
綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里字港 16 番地 2	2,290,000 尾	2,748,000 円
盛川鮭鱒増殖協議会	大船渡市赤崎町字石橋前 10 番地 7	7,090,000 尾	8,508,000 円
広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町字泊 102 番地 4	14,730,000 尾	17,676,000 円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当